

定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第五十二条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十二条の二第二項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十二条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十二条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第五十二条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（法第五十二条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該

一 食事の提供に要する費用（法第五十二条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十二条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十二条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十二条の二第二項（法第六十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十二条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十二条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額（法第六十二条の二第二項（法第六十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該

二 滞在に要する費用（法第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十二条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十二条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（法第五十二条の二第二項（法第六十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該

三・七 (略)

4・5 (略)

(勤務体制の確保等)

第一百五十五条の十の二 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十二条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十二条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十二条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十二条の二第二項（法第六十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該

一 食事の提供に要する費用（法第五十二条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十二条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十二条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十二条の二第二項（法第六十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該

(定員の遵守)

五百五十五条の十一 ニ二ツ型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期人所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(定員の遵守)
百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、
次に掲げる利用者数以上の利用者に對して同時に指定短期入所療
養介護を行つてはならない。ただし、灾害その他のやむを得ない
事情がある場合は、この限りでない。

五百五十五条の十二、第一百四十四条、第一百四十七条から第一百四十九条まで、第一百五十四条の二及び第一百五十五条（第一百一条の運用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第一百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは、「第一百五十五条の十二において準用する第一百五十五条」と、同項第三号中「第一百四十六条第五項」とあるのは、「第一百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第一百五十五条の十二において準用する第一百五十五条」と、第一百五十五条中「第一百三十七条」とあるのは、「第一百三十七条に規定する運営規程」と、「第一百

五百五十五条の十二、第一百四十四条、第一百四十七条から第一百四十九条まで、第一百五十四条の二及び第一百五十五条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第一百五十四条の二第二項第一号中「次条」とあるのは、「第一百五十五条の十二において準用する第一百五十五条」と、同項第三号中「第一百四十六条第五項」とあるのは、「第一百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第一百五十五条の十二において準用する第一百五十五条」と、第一百五十五条中「第一百三十七条」とあるのは、「第一百三十七条に規定する運営規程」と、「第一百五十三条」とあるのは、「第一百五十五条の

第六節 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基
本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

（設備に関する基準）

2 第百五十五条の十五（略）

一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型
指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サー・ビス等
基準第二百八十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防
短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、

第六節 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基
本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

第一百五十五条の十五 (略)

指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第〇条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

〔五百五十五条の二十一〕一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては、第一百五十五条の十の二に、それ以外の部分にあつては第百五十五条で準用する第一百一条に定めるところによる。

(準用)

五百五十五条の二十三、第一百四十四条、第一百四十七条から第一百四十九条まで、第一百五十四条の二及び第一百五十五条（第一百一条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期人所療養介護の事業について準用する。この場合において、第一百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは、「第一百五十五条の二十一において準用する第一百五十五条」と、同項第三号中「第一百四十九条第五項」とあるのは、「第一百四十六条第五項及び第一百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第一百五十五条の二十三において準用する第一百五十五条」と、第一百五十五条中「第一百三十七条」とあるのは、「第一百三十七条」と規定する運営規程」と、「第一百五十三条」とあるのは、「第一百五十五条の二十一に規定する重要な事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第十一章 削除

(基本方針)

第一百五十六条 指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、共同生活住居（法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百五十七条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行ふ者は、常勤でなければならぬ。

4 第一項の夜間及び深夜の時間帯において宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行ふ介護従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居の職務に従事することができるものとする。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて第六十四条第一項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

7 第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもつて充てなければならない。

8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

(管理者)

第一百五十八条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

ない。

第三節 設備に関する基準

（設備に関する基準）

- 第一百五十九条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。
2 共同生活住居は、その入居定員を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
3 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。
4 一の居室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。
5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

第四節 運営に関する基準

（入退居）

- 第一百六十条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であるとの確認をしなければならない。
3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入店に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

ければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際に認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（サービスの提供の記録）

- 第一百六十二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス料の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同

生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前二項の支払を受けた額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食材料費

二 理美容代

三 おむつ代

4 前三号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額によるサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第百六十三条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者的心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮して行われなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、次条第一項に規定する認知症対応型共同生活介護に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たつては、懇切丁寧を目指し、利用者又はその

家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならぬものとする。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第一百六十四条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(第百五

十七条第五項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たつては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した

際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後ににおいても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第一百六十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第一百六十六条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者との家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

するよう努めなければならない。

(管理者による管理)

第一百六十七条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第一百六十八条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 利用定員
- 四 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第一百六十九条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百七十条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、人居定員及び居室の定員を超えて人居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第百七十二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第百七十二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(調査への協力等)

第百七十二条の二 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第百七十二条の三 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情について、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第百七十二条の四 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 認知症対応型共同生活介護計画

二 第百六十二条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百六十三条第六項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する事故の内容等の記録

六 次条において準用する第三十七条第一項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第一百七十三条 第八条、第九条、第十二条、第十三条、第二十一条、第二十二条、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第五十二条、第五十二条、第一百三十三条及び第一百四十二条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第三十一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護従業者」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「介護従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護従業者」と「と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第一百七十四条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第八条第十一項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となつた場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という

第十一章 特定施設入所者生活介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第一百七十四条 指定居宅サービスに該当する特定施設入所者生活介護（以下「指定特定施設入所者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第七条第十六項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となつた場合でも、当該指定特定施設入所者生活介護の提供を受ける入所者（以下この章において「利用者」とい

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上である」と。

ロ (略)

ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三・四 (略)

指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百七十五条 指定特定施設入所者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一及び要支援者である利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ (略)

ハ 常に一以上の指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、利用者が全て要支援者である場合の宿直時間帯にあっては、この限りでない。

三・四 (略)

居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百三十条）

第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。（以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。（以下同じ。）」の事業が同一の施設において一括的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すことにより一人以上

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生労働省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことに並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことにより一人以上であること。

ロ 看護職員の数は次のとおりのこと。

- (1) 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すことにより一人以上であること。

ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

カ 設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならぬ。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すことにより一を標準とする。）

ハ 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

カ 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は常勤でなければならない。

キ 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならぬ。ただし、利用者が全て要支援者である場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

ヘ 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を當むのに必要な職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の待遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

セ 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の待遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

一 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を當むのに必要な職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の待遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

る。

- 8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

(管理者)

- 第一百七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第一百七十七条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2| 前項の規定にかかるわらず、都道府県知事が、火災予防、消防活動等に關し専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
1| スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮し

(管理者)

- 第一百七十六条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第一百七十七条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

- 2| 指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適當な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。
4| 指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

- 1| 1| 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。
2| 1| 一（略）
2| 1| 二（略）
3| 1| 二（略）
4| 1| 二（略）
5| 1| 二（略）
6| 1| 二（略）
7| 1| 二（略）
前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下同じ。）の定めるところによる。

指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営される場合にあっては、指定介護予防サービス等基準第二百三十三条第一項から第七項までに規定する設備を備えることをもって、前各項に規定する設備を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

- 第一百七十九条** 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百八十九条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 4** (略)

(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

- 第一百七十九条** 指定特定施設入所者生活介護事業者は、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第百八十九条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び指定特定施設入所者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2** 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3** 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4** (略)

(指定特定施設入所者生活介護の提供の開始等)

- 第一百七十九条** 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
- 2** 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3** 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4** 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。
- (法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第一百八十二条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム及び施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第一百八十三条** 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- (サービスの提供の記録)
- 第一百八十四条** 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入所している指定特定施設の名称を、指定特定施設入所者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

載しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第一百八十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。

一・二 (略)

- 三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入所者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入所者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定特定施設入所者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入所者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入所者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(利用料等の受領)

- 第一百八十二条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。
- 一・二 (略)
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

- 第一百八十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならぬ。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならぬ。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(介護)

- 第一百八十五条 (略)

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清潔しなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に

(指定特定施設入所者生活介護の取扱方針)

- 第一百八十三条 指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならぬ。
- 2 指定特定施設入所者生活介護は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たつては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定特定施設入所者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入所者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(介護)

- 第一百八十五条 (略)

- 2 指定特定施設入所者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清潔しなければならない。
- 3 指定特定施設入所者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に

ならない。

(記録の整備)

第一百九十二条の三 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一～八 (略)

(準用)

第一百九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第一百三条、第一百四条及び第一百三十二条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第五節 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

(第一款 この節の趣旨)

(この節の趣旨)

第一百九十二条の二 第一節から第四節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護の事業であつて、当該指定特定施設の従業者により、特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活

(記録の整備)

第一百九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第一百三条、第一百四条、第一百三十二条及び第一百七十二条の三の規定は、指定特定施設入所者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

一～八 (略)

(準用)

第一百九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第一百三条、第一百四条、第一百三十二条及び第一百七十二条の三の規定は、指定特定施設入所者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

相談等（以下「基本サービス」という。）を行い、当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）によつて、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」といふ。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第一百九十二条の三 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になつた場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百九十二条の四 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型指定特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上